

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領【林野庁所管】

第1条 対象工事等

佐賀県農林水産部（森林土木工事）所管発注工事（森林整備委託業務などを含む）のうち、主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

第2条 用語の定義

（1）真夏日

気象庁の地上気象観測所の日最高気温が30以上(補正後の気温)をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温で判断する。

補正後の気温()=気温()-標高差(m)×0.6/100(m)

補正後の気温は、少数点第2位四捨五入1位止めとする。

ただし、標高差(m)=工事現場の標高(m)-計測箇所の標高(m)

(気温計の高さがわかる場合は、計測箇所に加算すること。)

標高差の値は、少数点第1位四捨五入整数止めとする。

（2）工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

第3条 施工計画書等への記載

受注者は、工事期間中における真夏日の確認を行う施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所観測地点を施工計画書に記載して提出すること。(以下の表を参考)

既契約工事で施工計画書を提出済みの工事にあっては、工事打合簿で報告することとする。

(参考)

観測所名	所在地
唐津	唐津市二夕子1丁目7
伊万里	伊万里市立花町富士町1278-3
佐賀	佐賀市大財北町2-1 佐賀地方气象台
嬉野	嬉野市嬉野町大字下野丙
白石	杵島郡白石町秀新村
川副	佐賀市川副町大字犬井道字国像搦 佐賀航空気象観測所
久留米	福岡県久留米市津福本町
前原	福岡県糸島市前原

第4条 真夏日の報告等

真夏日の確認については、受注者が工事打合簿で報告することとする。
なお、真夏日日数は、報告があった期間までの観測値とする。

第5条 積算方法等

(1) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工事の始期から報告日までの真夏日} \div \text{工期}$$

真夏日率は、小数第3位を四捨五入し、第2位までとする。

(2) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更設計で行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}(1.2)$$

補正値は、小数第3位を四捨五入し、第2位までとする。

(3) 現場管理費

$$\text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数A}) + \text{補正値}) \times \text{補正係数B}$$

補正係数A：施工地域を考慮した現場管理費率の補正係数

補正係数B：「週休2日」の達成に係る間接工事費の補正係数

第6条 特記仕様書への明記

特記仕様書において、試行対象工事であることを明記するものとする。

第7条 施工箇所が点在する工事への適用

施工箇所が点在する工事については、点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。

附則（令和1.7.1建設技第743号の1）

この要領は、平成31年4月1日以降契約の工事から適用する。

附則（令和3.10.5建設技第2166号の1）

この要領は、令和3年10月30日以降に公告する工事から適用する。